

近畿地方整備局管内(福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)に主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における確認資料について、以下のとおり運用の変更を行いますので、お知らせします。

工事経歴書記載の工事の詳細を確認するため、各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各5件の工事に係る、工事請負契約書又は注文書及び請書の写しの提出をお願いしていましたが、令和3年2月1日以降申請受付分から、提出いただく書類の件数を現行の5件から3件に改めることとしました。

## ＜工事請負契約書又は注文書及び請書の写し提出件数＞

令和3年1月31日 申請受付分まで	令和3年2月1日以降 申請受付分
工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各5件	工事経歴書記載の工事のうち各審査対象建設業の種類毎に完成工事高の高い方から各3件

＜お問い合わせ先＞

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査係  
TEL 06-6942-1141(代表)